

# 群馬県農業法人協会賛助員規程

制定：平成19年4月20日

## （目的）

第1条 本会に賛助員を置き、本会活動の充実・強化を資することを目的とする。

## （賛助員の資格）

第2条 賛助員は、個人・団体および法人であって、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- （1）本県の食料・農業・農村に関心をもつとともに、農業法人等をサポートできる情報やサービスを有し、それらを本会等に提供できる業務体制を有していること。
- （2）本会との交流等を希望すること。
- （3）本会業務の遂行上支障がないと、会長が判断した場合。

## （入会・脱退）

第3条 賛助員になる場合は、別に定める賛助員申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 個人の場合は、本会の会員2名以上の紹介を必要とする。
- 3 賛助員を脱退する場合は、別に定める賛助員脱退届を会長に提出して、任意に脱退することができる。

## （賛助金）

第4条 賛助員は、次により毎年、賛助金を納入しなければならない。

- （1）個人・団体 10,000円以上
- （2）法人 20,000円以上

## （個人情報）

第5条 本会賛助員として、知り得た情報を第三者に開示することはできない。  
また、当該情報を本会運営以外の目的のために使用しない。

## （除名）

第6条 賛助員が次の各号に該当する場合には、除名することができるものとする。この場合、その賛助員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）賛助員規程に違反したとき。
- （2）本会及び本会会員の名誉を著しく傷つけた場合。

## （賛助金等の不返還）

第7条 既納の賛助金およびその他の拠出金品等は、返還しないこととする。

## （施行期日）

1. この規程は平成19年4月20日から施行する。